

新潟県中越沖地震により住宅に被害を受けた方へ

(新潟県中越沖地震被災者住宅再建資金貸付金のご案内)

新潟県

新潟県中越沖地震で被害を受けた住宅を再建するために、金融機関から資金を借り入れる方に、低利の上乗せ融資を行います。

○ 融資を受けることができる方

新潟県中越沖地震で自ら居住していた住宅に被害を受けた方で、次の①、②の要件のいずれにも該当する方

①県内で自ら居住する住宅の建設、購入又は補修をする方

②独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関から下表の金額を借り入れても資金が不足する方

住宅を建設・購入する場合	1, 100万円
住宅を補修する場合	590万円

○ 受付期間

平成19年10月29日(月)～平成22年3月31日

○ 融資限度額・期間

区分	限度額	期間
住宅建設 住宅購入	10万円単位で 50万円以上800万円まで	25年以内
住宅補修	10万円単位で 50万円以上400万円まで	20年以内

○ 融資利率

(当初10年間)

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利－1% (H21.8.19現在1.0%)

(11年目以降)

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利と同じ (H21.8.19現在2.0%)

※申込時の金利が適用されます。最新の金利は、金融機関で御確認ください。

取扱金融機関の審査の結果、限度額まで満額借りられない場合があります。
担保、保証人の設定等その他の条件は取扱金融機関の定めるところによります。

○ 償還方法

元利均等毎月償還（返済額が毎月同じである返済の方法です）。

※取扱金融機関の定めるところにより元金の全部又は一部について繰上返済できる場合がありますので、申込金融機関にご相談ください。

○ 資金の受取の時期

申込金融機関と金銭消費貸借契約を締結した後に、資金を受け取ることができます。

※平成21年度中に借入申込をした方は、平成23年3月31日までに資金の受取を必ず行ってください。（その後は、融資の決定が無効になります。）

○ 申込方法

申込時に次の書類を取扱金融機関に提出してください。

①借入申込書

②市町村が発行するり災証明書

③その他取扱金融機関が必要とする書類

*後日、この貸付金を受けた住宅の調査や工事費の支払状況の調査を行うことがあります。

*返済が完了するまで、融資関係書類、工事請負契約書や代金支払に関する領収書を大切に保管しておいてください。

*申込書の内容に偽りがあったと判明した場合には、融資決定が取り消しとなる場合があります。

問い合わせ先

●下記取扱金融機関の窓口

または

●新潟県土木部都市局建築住宅課 街並み推進係

☎025-280-5442（直通）までお問い合わせください。

第四銀行

北越銀行

大光銀行

八十二銀行

三条信用金庫

加茂信用金庫

新潟信用金庫

長岡信用金庫

村上信用金庫

上越信用金庫

新発田信用金庫

新井信用金庫

柏崎信用金庫

新潟県信用組合

協栄信用組合

巻信用組合

新栄信用組合

塩沢信用組合

新潟大栄信用組合

三條信用組合

糸魚川信用組合

興栄信用組合

五泉信用組合

新潟県労働金庫

新潟県信用農業協同組合連合会（農業協同組合）

新潟県信用漁業協同組合連合会（漁業協働組合）